

(委員会提出議案第1号)

平成26年3月18日

議長 松 浦 紀 一 様

提 出 者 議会運営委員会

委員長 松 本 貢市郎

## 議案提出について

平成26年第1回市議会定例会（3月18日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

### 記

[委員会提出議案第1号] 市長の専決処分事項の指定について

[理由] 地方自治法第180条第1項の規定により市長の専決処分事項を指定するため

## 市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法令の改正、廃止又は制定に伴い、条例中に引用する当該法令の題名、条項又は用語を整備する場合で、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項又は用語を改正すること。
- 2 次項の和解又は第4項の損害賠償の額を定めることに伴い、予算を定めること。
- 3 市が当事者である和解に関することで、その目的の価額が1件100万円以下のもの
- 4 法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることで、その額が1件100万円以下のもの